

評価指標、評価点の解説

高潮対策・侵食対策

【大項目：事業効率 中項目：投資効率性】

感度分析結果を見て、3点、4点を設けるか、決定する

1. 費用対効果

評価の観点を追加

事業の投資効率性が確保されているかを評価する項目であり、費用対効果が1未満の場合は、前提条件として不採択とする。

5点 費用対効果：B/C ≥ 1

0点 費用対効果：B/C < 1（前提条件としてOUT）

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：公共サービスの向上】

1. 災害発生時の影響（広域的な影響）（広域：国、県レベルでの影響）

評価の観点を追加

被害を軽減することにより、公共サービスに対する利便性向上に寄与するという観点から、浸水や侵食による災害発生時に国や県レベルでの広域的な影響があるかを評価する項目である。影響は公共・公益施設に対する被害の発生有無並びに影響範囲で評価する。尚、ここでは施設の存在だけで評価するものではない。

5点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

特に重要かつ広域的な公共・公益施設（高速道路、幹線鉄道、空港等）の存在

《解説》

高速道路、新幹線等の幹線鉄道、第3種以上の空港等の施設に該当するもの。

4点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

広域的な公共・公益施設（直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署（国（ブロック機関）県庁）等）の存在

《解説》

直轄国道、送電線やガス・水道、下水道の幹線、共同溝、出力数十万kw以上の発電施設、国の出先機関や合同庁舎、県庁舎、下水処理施設、ゴミ焼却施設に該当するもの。

3点 上記に該当しない。

標題の変更
【意見 D】

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：生活機会の拡大】

1. 海岸利用に資する海岸づくり (いきいき・海の子・浜づくり、海と緑の健康地域づくり、都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業等)

評価の観点を追加

それに相当するものを追加

高潮・侵食対策事業と併せて、海岸利用等を目的とした海岸づくりを推進することにより生活機会の拡大や交流人口等の拡大に寄与するという観点から、海岸利用等を目的に創設されている他省庁との連携事業の有無や準備状況またはそれに相当する海岸づくりにより評価を行う。

- 5点 「いきいき・海の子・浜づくり」「海と緑の健康地域づくり」「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」のどれかに該当する予定であるか、または、**それに相当するもの**が予定にある。
- 3点 「いきいき・海の子・浜づくり」「海と緑の健康地域づくり」「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」のどれにも該当する予定はなく、**それに相当するもの**もない。

新規評価項目

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：快適性の向上】

1. 海辺での利便性

公共空間の海岸環境に支障をきたさない範囲で、海岸事業やその他の事業により遊歩道、駐車場、植栽、トイレ、ベンチ、野外卓、日陰だな、水飲み場等、必要な利便施設を整備することにより、事業完了後には海岸利用者の快適性の向上等に寄与するかという観点で、利便施設の整備計画が行われているかで評価する。尚、これらが民間施設と競合、あるいは既存施設との二重投資にならないよう、十分に検討する必要がある。

- 5点 海岸環境に支障をきたさない範囲（原則として現況堤防の背後で、かつ植生等に影響がない箇所）で利便施設が整備され、かつ、民間との競合や既存施設との調整が図られている。
- 3点 利便施設の整備計画がない。
- 2点 民間施設との競合や既存施設との調整が図られていない。
- 1点 利便施設の整備により、海岸環境に影響が予想される。

評価の観点を追加

2. 海辺眺望の可能性

事業完了後に快適な公共空間の創出に寄与するかという観点から、堤防の天端からの海辺の眺望の確保が図られているかを評価する。

5点 堤防天端からほぼ全区間において、海辺を眺望することが可能である。

《解説》

海辺の眺望障害解消のための配慮が、施設設計の中に反映されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

4点 堤防天端からほぼ半分の区間において、海辺を眺望することが可能である。

3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

3. 海辺へのアプローチ性

事業完了後には海岸利用者の快適性の向上等に寄与するかという観点から、海辺に安全に近づくことが可能であるか否かで評価する。尚、ここでは、緩傾斜護岸が計画されていれば良いのではなく、各地区海岸の利用状況に応じて適切な配慮が計画においてなされているかを評価する。

5点 ほぼ全区間において、海辺に近づくことが可能である。

《解説》

連続した海岸護岸に限らず、動線に応じ水際まで近づくことができる安全な通路が計画されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

4点 ほぼ半分の区間において、海辺に近づくことが可能である。

3点 上記に該当しない。

連続した海岸護岸に限らずを追加
【意見 E】

動線に応じに修正
【意見 F】

評価の観点を追加

4. ユニバーサルデザインの採用

事業完了後には快適な公共空間の創出に寄与するかという観点から、海辺を誰もが利用できる施設計画であるか否かを評価する。

5点 施設計画にユニバーサルデザインが採用されている。

《解説》

海辺を誰もが利用できるような施設計画されている。

例えば、バリアフリー対策としてスロープや安全施設等が計画されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：安全 小項目：自然災害の減少】

1. 災害発生時の影響（浸水想定区域・想定侵食区域内に対する影響）
 （原則として、市町村の大字、字単位）

評価の観点を追加

事業実施による自然災害減少効果を経済評価では表わしきれない、地域の生活基盤への影響、復旧にあたっての代替機能確保の可能性等を把握するという観点から、災害時に発生する生活基盤や代替機能に対する人的、物的な被害の災害ポテンシャルの大きさを評価する。なお、評価は下記の評価項目のいずれかに対する該当の有無で行う。

5点 地域の存続に関わる影響がある。（当該地域自身への影響）

浸水戸数が地域全体の戸数の75%以上

50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の40%以上

地域にとって生命線となる公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、中枢施設（市町村レベル）等）の存在

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路であり、かつ代替ルートに km 又は2時間以上要する道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

中枢施設：当該市町村の本庁舎や総合病院、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の存在

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

4点 地域にとって重大な影響がある。（当該地域自身への影響）

浸水戸数が全体の戸数の55%以上

50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の25%以上

農地浸水面積が地域全体の農地面積の30%以上

50年後の農地侵食面積が地域全体の農地面積の20%以上

重要な公共・公益施設（官公署等）の存在：代替機能がある

《解説》

日常生活への利便性を損なうが、代替機能を有する施設。

例えば、地域にとって重要な生活道路（代替ルートに要する時間が2時間以内の道路）、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、等。

3点 上記に該当しない。

2. 過去の災害実績（激甚災害の発生の有無）

評価の観点を追加

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減及び民生安定への寄与という観点から、過去における激甚災害発生の有無を評価する。なお、評価は下記の評価項目のいずれかに対する該当の有無で行う。

5点 過去、高潮・津波・侵食等により、激甚な災害が発生。

死者・行方不明者が地域の人口の2.5%以上

浸水戸数が地域全体の戸数の40%以上

侵食戸数が地域全体の戸数の30%以上

過去に集落全体が移転した。

3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

3. 過去の災害実績（過去10年間の災害実績）

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減及び民生安定への寄与という観点から、過去10年間の災害実績から災害の頻度・規模を評価する。なお、評価は下記の評価項目のいずれかに対する該当の有無で行う。

5点 重大な災害の発生

死者・行方不明者が発生

《解説》

死者・行方不明者は、海岸災害により発生した死者・行方不明者を対象とし、事故等により発生したものを含まない。

浸水戸数が地域全体の戸数の20%以上

侵食戸数が地域全体の戸数の25%以上

農地浸水面積が地域全体の農地面積の20%以上

農地侵食面積が地域全体の農地面積の15%以上

重要な公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、中枢施設（市町村レベル）等）の被災

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

中枢施設：当該市町村の本庁舎や総合病院、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の被災（例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等）

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

海岸保全施設災害が頻発（2回以上）

侵食により海岸保全施設が全壊

4点 災害の発生

人家への浸水・越波（5回以上）

農地浸水面積が地域全体の農地面積の10%以上

農地侵食面積が地域全体の農地面積の5%以上

公共・公益施設（県道、公民館、市民会館、中枢施設（市町村レベル）等）の被災

《解説》

短期的には日常生活への利便性を損うが、代替機能を有する施設。

例えば、唯一の道路ではない国道・県道・市町村道、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、等

道路の通行止めが頻発（2回以上）

地域の産業施設の被災

《解説》

中規模工場施設、複数の旅館、商業施設街、レジャー施設等が該当する

海岸保全施設の損傷（沈下、クラック等）（1回以上）

3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

4. 災害発生の危険度（計画波浪に対する越波高または年間侵食速度）

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減への寄与という観点から、計画波浪に対する越波高または年間侵食速度から災害発生の確率の高さを評価する。なお、年間侵食速度の取り扱いについては将来の周辺地形条件の変化等に留意する。

【意見 5】

5点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて3.5m以上高い 年間侵食速度が大（3.5m/年） 近年（5年程度）の侵食速度が過去20～30年程度と比べ6倍以上のいずれかに該当

4点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて3.5m未満～2.5m以上 年間侵食速度が中（2.5m/年） 近年（5年程度）の侵食速度が過去20～30年程度と比べ4倍以上のいずれかに該当

3点 上記に該当しない。

5. 災害発生危険度の危険度（ゼロメートル地帯内の戸数または汀線後退量）

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減への寄与という観点から、ゼロメートル地帯内の戸数または汀線後退量から災害発生の確率の高さを評価する。

- 5点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が大(35%以上) 過去、汀線後退量が400m以上(大規模)のいずれかに該当
- 4点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が中(35%未満~20%以上) 過去、汀線後退量が200m以上(中規模)のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

6. 災害発生危険度の危険度（耐震点検による危険箇所延長または沿岸漂砂、土砂供給源の現状）

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減への寄与という観点から、耐震点検による危険箇所延長または沿岸漂砂、土砂供給源の現状から災害発生の確率の高さを評価する。

- 5点 耐震点検による危険箇所延長が大(50%以上) 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物(建設中も含む)がある 河川・崖侵食による土砂の供給が急激に減少のいずれかに該当
- 4点 耐震点検による危険箇所延長が中(50%未満~30%以上) 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物が計画 河川・崖侵食による土砂の供給が減少のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

7. 災害発生危険度の危険度（災害の危険性の高い自然条件）

事業実施による、当該地域への直接的な被害軽減及び民生安定への寄与という観点から、災害の危険性の高い自然条件から災害発生の確率の高さを評価する。

- 5点 勾配(1/10以上) 外洋に直接面しているもしくは台風の常襲地帯のいずれにも該当。
- 4点 上記、のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

8. 災害の危険回避性（津波・高潮防災ステーション）

高潮対策事業の実施に併せて、ソフト対策を強化することにより、津波・高潮の発生をいち早く認識し、陸閘、水門の操作の自動化、遠隔操作を図るとともに、海岸利用者等に安全情報を的確に伝達するなど災害の危険性を未然に回避することへの寄与という観点から「津波・高潮防災ステーション」または、それに相当するものに該当するか否かを評価する。

それに相当するものを追加

5点 「津波・高潮防災ステーション」に該当する予定であるか、または、**それに相当するもの**が予定にある。

3点 「津波・高潮防災ステーション」に該当する予定はなく、また、**それに相当するもの**もない。

新規評価項目

9. 災害時の避難経路等の確保

当該地域への人的被害の軽減を図るという観点から、海岸保全施設の整備と併せて、海岸利用者等の緊急時における迅速な避難や、緊急復旧等に必要な幅員や導線を有する管理用通路等が、地域防災計画等との整合を図りつつ確保されるか、およびこれらが隣接海岸並びに背後道路と取付道路等により接続されているか否かを評価する。

5点 海岸危機管理機能高度化事業等により、避難や緊急復旧に配慮された避難経路等が、隣接海岸及び背後道路とネットワーク化される計画である。

3点 避難経路等が確保されている、または計画されているが、ネットワーク化されていない。

2点 避難や緊急復旧に活用可能な管理用通路等が確保されていない。

1点 避難経路等が確保されていない。

新規評価項目

【大項目：波及的影響 中項目：安全 小項目：事故・災害の減少】

1. 海岸利用の安全性への配慮

事業完了後には快適な公共空間の創出に寄与するかという観点から、人工海浜や親水性の高い海岸保全施設について、利用者の安全性が確保されている構造となっているか否か、また、地元自治体やボランティア等の協力の下、ソフト的な対策も計画されているか否かで評価する。【意見 21】

5点 利用者の安全性が確保される構造となっており、かつ、安全点検計画が策定されており、さらに、海岸利用が多い海水浴シーズン等には、監視員や救助員が配置される。

3点 利用者の安全性が確保される構造となっており、かつ、安全点検計画が策定されている。

2点 利用者の安全性が確保される構造となっている。

1点 利用者の安全性について未検討である。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：生活環境の保全】

評価の観点を追加

1. 飛沫による影響の改善

事業を実施することによる良好な生活環境の保全改善への寄与という観点から、飛沫による被害の大きさを評価する。

- 5点 飛沫により、道路の通行止め等が発生しているが、事業を実施することにより解消が図られる。
- 4点 飛沫により、背後地の生活環境が著しく悪化しているが、事業実施することにより改善が図られる。
- 3点 飛沫なし

評価の観点を追加

2. 飛砂による影響の改善

事業を実施することによる良好な生活環境の保全改善への寄与という観点から、飛砂による被害の大きさを評価する。

- 5点 飛砂により、道路の通行止め等が発生し砂の除去を実施しているが、事業を実施することにより解消が図られる。
- 4点 飛砂により、背後地の生活環境が著しく悪化しているが、事業を実施することにより改善が図られる。
- 3点 飛砂なし

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：自然環境の保全】

評価の観点を追加

1. 自然環境等（自然環境への効果）

自然環境を考慮した事業の実施による貴重種等の保全への寄与・配慮という観点から、国や県に指定された貴重種や景観への影響を評価する。尚、ここでは貴重種等の存在で評価するものではない。

5点 自然環境への著しい影響を防止する。（国、県に指定された貴重種・景観への影響）

《解説》

例えば、高潮災害により、ウミガメ・カブトガニの産卵場が損なわれることや、天然記念物に指定されている海浜植生群落の生息地が減少すること、又はレッドデータブック（“わが国における保護上重要な植物（植物レッドデータブック）” “植物群落レッドデータブック” “日本の絶滅のおそれのある野生動物”（動物レッドデータブック））に指摘されている動植物並びに植物群落が減少することなどの影響を防止する。

4点 自然環境への影響を防止する。

《解説》

例えば、砂浜の長期的な減少（侵食）により、「白砂青松百選」や「日本の渚百選」に指定されている景観が損なわれる可能性がある場合や、地方自治体が作成したレッドデータブックに指摘されている動植物並びに植物群落が減少することなどの影響を防止する。

3点 上記に示した該当事項がない。

1点 貴重種等の存在がありながら、自然環境に配慮した施設計画となっていない。

マイナス評価を追加

2. 生物の多様性に資する空間の把握状況

評価の観点を追加

自然環境を考慮した事業実施による生態系保全への寄与という観点から、本来であれば、生物の多様性に資する生物の生育・生息空間を定量的に把握し、継続的な観察を行い、自然環境への影響を把握した上で、これを基に自然環境に配慮した施設計画となっているかの有無で評価することが望ましいが、現状では、環境マップの作成や生物の生育・生息空間の「場」である、干潟、砂浜、磯、藻場等を把握しているか否かで評価する。

【意見 15.25.26.28.29.30.31】

5点 環境マップを作成済である。

《解説》

海岸の環境等に関する情報を対象とし、動物、植物及び自然景観などを整理した「環境マップ」を作成済である。

4点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を把握している。

《解説》

例えば、当該地区海岸における植物群落等を航空写真から図化し、地元の先生と相談する程度でも可とする。
（尚、判断材料として図面等を提出すること。）

3点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を調査中である。

2点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を工事着手までに調査する予定がある。

1点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を調査する予定がない。

評価の観点を追加

3. 自然環境等に関する保全検討の有無

自然環境を考慮した事業の実施による生態系等の保全への寄与という観点から、本来であれば、広域的な観点から自然環境等に関する保全のための検討を実施し、自然環境の保護対策や事業完了後のモニタリング実施等も含まれた計画内容となっているか否かで評価することが望ましいが、現状では、文献調査を整理し有識者のヒアリング等を踏まえて当該事業の施設計画を検討しているか否かで評価する。

【意見 15.25.26.28.29.30.31.36.37】

5点 自然環境等に関する保全検討を実施済みである。

《解説》

例えば、郷土史や学校の観察記録等から当該地区海岸の自然環境に関する位置付けを整理し、地元の先生や県・市町村の教育委員会等とヒアリングを実施した上で、施設計画を検討している程度でも可とする。

(尚、判断材料として図面やヒアリング結果等を提出すること)

3点 自然環境等に関する保全検討を実施中である。

2点 自然環境等に関する保全検討を工事着手までに実施する予定がある。

1点 自然環境等に関する保全検討を実施する予定がない。



順番の入れ替え【意見 B】

4. 自然再生への取り組み

評価の観点を追加

事業実施により、過去に失われた自然を取り戻し、生態系の健全性を回復することへの寄与という観点から、当該事業が自然再生に取り組む計画となっているか否かを評価する。

5点 自然再生に積極的に取り組む計画としている。

4点 自然再生に取り組む計画としている。

3点 自然再生に取り組む予定がない。

新規評価項目

5. モニタリングの実施予定 【意見 A】

海岸事業による環境への影響及び効果を把握し、必要に応じて適切な計画変更を行うことによる生態系等の保全への寄与という観点から、モニタリングの実施予定で評価する。

5点 住民参加型エコ・コースト事業等により、モニタリングを継続して実施するとともに、アダプティブ・マネジメントの考え方を取り入れ、必要に応じて計画変更を行う予定である。

《解説》

例えば、貴重種等に配慮した計画となっていれば、工事期間及び工事完了後にもその個体数を把握することや、砂浜や礫浜の面積を把握する程度でも可とする。

3点 モニタリングを実施する予定である。

1点 モニタリングを実施する予定がない。

新規評価項目

6. リサイクル・リユース

リサイクル・リユースを実施することによる、環境負荷の軽減およびコスト縮減という観点から、既存ブロックの再利用や適切な建設残土等の利用計画が行われているか否かで評価する。【意見 43】

- 5点 既存ブロックの再利用や建設残土等の受け入れ等を行う計画であり、そのコスト縮減が総事業費の10%を超える。
- 4点 既存ブロックの再利用や建設残土等の受け入れを行う計画である。
- 3点 リサイクル・リユースの対象となるものがない。
- 2点 事業実施により発生する建設残土や既設ブロックの再利用の見通しが立っていない。

7. 自然との共生（魚を育む海岸づくり、エコ・コースト事業）

評価の観点を追加

それに相当するものを追加

事業実施により、高波や侵食に強く、しかも、生態系等も含めた良好な自然環境の保全や創出への寄与という観点から、自然との共生等を目的に創設されている事業、または、それに相当するものに該当するか否かを評価する。

- 5点 「魚を育む海岸づくり」「エコ・コースト事業（自然環境に配慮した事業）」のどちらかに該当する予定であるか、または、それに相当するものがある。
- 3点 「魚を育む海岸づくり」「エコ・コースト事業（自然環境に配慮した事業）」のどちらにも該当する予定はなく、また、それに相当するものもない。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：景観等の改善】

評価の観点を追加

1. 景観に配慮した施設計画の有無

事業実施による地域の周辺環境と調和した良好な景観創出への寄与という観点から、例えば漁村の佇まいの保全・調和など、景観に配慮した適正な施設計画が検討されているか否かを評価する。【意見 15.33.34】

5点 景観に配慮した適正な施設計画がなされている。

《解説》

例えば、当該地域の文献等から当該地区海岸の景観に関する基本コンセプトを整理し、地元の有識者等とヒアリングを実施し、施設計画を検討されている程度でも可とする。

（尚、判断材料として図面やヒアリング結果等を提出すること）

3点 上記に該当しない。

1点 自然公園法に基づく公園内でありながら、適正な施設計画がなされていない。

2. 景観への配慮（自然豊かな海と森の整備対策事業）

評価の観点を追加

効率的な施設計画、区域の変更及び施設の転用等の合理的な調整を行うことにより、白砂青松で代表される自然豊かな利用しやすい海岸づくりへの寄与という観点から、海岸事業と治山事業とが連携する自然豊かな海と森の整備対策事業、または、それに相当するものに該当するか否かを評価する。

それに相当するものを追加

5点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に該当する予定であるか、または、それに相当するものが予定にある。

3点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に該当する予定はなく、また、それに相当するものもない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

評価の観点を追加

1. 浜辺の利用（イベント等の開催）

事業実施により、浜辺でのイベント等が継続的に開催、または、今後開催されることで浜辺等の地域資源の活用に寄与するという観点から、イベント等の開催により浜辺が利用されているか否かを評価する。

5点 毎年イベント等が継続的に開催されている。

浜辺の利用度大（イベントの開催等により利用が行われている）

《解説》

海浜でビーチバレー大会や運動会、トライアスロン、海水浴、地引網、祭り、キャンプ、潮干狩り、マリンスポーツ、コンサート等のイベントが行われている。

4点 毎年イベント等が継続的に開催される予定がある。

《解説》

例えば、砂浜の回復によりイベント開催が行なわれる予定がある。または、過去にイベントを開催していたが再開するために、砂浜の回復が望まれている。

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域社会の安定化】

1. 防護区域内における災害弱者施設の有無

評価の観点を追加

事業実施により、避難の困難な人を災害から未然に防ぐことで地域社会の安定化に寄与するという観点から、防護区域内に災害弱者施設が存在し被災を防止できるか否かを評価する。尚、ここでは災害弱者施設の存在で評価するものではない。

文言の修正

5点 災害弱者施設の被災を防止する。

《解説》

病院、老人ホーム、身障者施設等の災害時における避難の困難な人が多数存在する施設。

3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

2. 防護区域内における地域開発等の程度（地域の振興計画への位置付け）

事業実施により、地域が発展し生活格差の是正に寄与するという観点から、防護区域内に地域開発があるか否かを評価する。

5点 災害の危険性が地域発展の制約となっている。

4点 想定浸水区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

《解説》

想定浸水区域が市町村のマスタープランの振興地域に指定されているなど、重点的に整備されることとなっている。

3点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

3. 地域格差の是正

事業実施により、所得格差、生活格差の是正に寄与するという観点から、事業実施背後地が過疎地域、半島振興地域、離島などの地理的不利地域に指定されているか否かを評価する。

文言の修正

5点 事業実施背後地が条件不利地域（地域振興法等）の指定地域である。

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域文化の振興】

1. 文化財等の地域遺産に対する影響

評価の観点を追加

事業実施により、被災を防止し伝統文化の保存等地域文化の振興に寄与するという観点から、防護区域内の文化財、史跡、名勝、天然記念物（動植物は除く）等の地域遺産が存在し被災を防止できるか否かを評価する。尚、ここでは文化遺産等の存在で評価するものではない。【意見 15】

5点 特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。
特に重要な文化遺産の存在

小項目“自然環境の保全”との重複に配慮

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない国宝、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の被災を防止する。

4点 重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。
重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない重要文化財、史跡、名勝、天然記念物の被災を防止する

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：地域の同意】

1. 地元協議状況

評価の観点を追加

事業推進に向けての円滑な事業実施環境にあるか否かを評価するという観点から、地元関係者や海岸利用者との協議状況、並びに海岸事業に対する地域同意の進捗度を評価する。【意見 49】

- 5点 地元関係者や海岸利用者と協議済みであり、かつ、当該海岸の海岸管理者、地方自治体（市町村等）、専門家、地域住民等からなる常設の【意見 49】懇話会等が設置されている。
- 4点 地元関係者や海岸利用者と協議済みである。
- 3点 工事着手が前提で地元関係者や海岸利用者と協議中である。
- 2点 地元関係者や海岸利用者と協議に着手したところである。
- 1点 上記に該当しない。

評価の観点を追加

2. 地元の協力体制（海岸愛護・防災等の活動状況）

指標・評価点
の変更
【意見 C】

事業推進に向けての円滑な事業実施環境にあるか否かを評価するという観点から、清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等の実施状況から、地元の海岸に対する熱意を評価する。【意見 24】

5点 当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が年に2回以上実施されている。

《解説》

毎年、清掃活動や海岸愛護月間での活動、浜辺の動植物等の保護・観察活動、自然環境保全に関する条例や利用ルールの策定【意見38・39】、防災訓練等の活動が行われている。又は、警報・サイレン等の海岸災害に対する防災施設が整備されている。

さらに、事業完了後の維持管理に関する地元の協力体制として、海岸愛護や防災等が継続的に実施される見通しがある。

4点 当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

3点 上記に該当しない。

体験学習を追加
【意見 42】

評価の観点を追加

3. 地元の協力体制（イベントや体験学習等に対する活動状況）

事業推進に向けての円滑な事業実施環境にあるか否かを評価するという観点から、住民主体のイベントや体験学習等に対する活動状況や関わり方により、地元の海岸に対する熱意を評価する。【意見 42】

5点 地元住民が主催（行政、地元以外の団体は除く）であるイベントや体験学習等が開催されている。

《解説》

浜辺で開催されるイベントや体験学習（海水浴、地引き網、祭り、キャンプ、潮干狩り、観察会、エコツアーリズム等）を地元住民が主催となって取り組んでいる。尚、行政や地元以外の団体が主催しているものは除く。

4点 地元住民が協賛しているイベントや体験学習等が開催されている。

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：法手続きの状況】

評価の観点を追加

1. 海岸保全区域の設定状況

事業推進に向けての円滑な事業実施環境にあるか否かを評価するという観点から、海岸保全区域の設定状況並びに事業実施に必要な法手続きが完了しているかを評価する。尚、設定していない場合、前提条件で不採択とする。

5点 海岸保全区域として設定済み。

0点 上記に該当しない。（前提条件としてOUT）

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：上位計画との関連】

1. 海岸保全基本計画への位置付け

評価の観点を追加

事業成立の必要要件として、上位計画である海岸保全基本計画に位置付けられているか否かを評価する。但し、当該事業区域に海岸保全基本計画に想定されていない激甚な災害が発生した場合は除く。なお、激甚災害の定義は“2. 過去の災害実績（激甚災害の発生の有無）”に準ずる。

評価点の変更

5点 海岸保全基本計画に位置付けられている。

0点 海岸保全基本計画に位置付けられていない。（前提条件としてOUT）

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：他事業との関連】

1. 背後地の関連事業の状況

評価の観点を追加

事業実施による関連他事業への寄与という観点から、事業実施にあたり背後地の関連事業との連携の有無や必要性を評価する。【意見 44】

5点 当該事業と一体的に整備する他事業が進捗しており、当該事業について早期の事業実施が必要。

《解説》

国や自治体等の公的機関が運営する宿泊施設・温泉施設・レジャー施設、海浜公園等、または、民間の運営する大規模レジャー施設等が整備中。または、既に実施設計が行われているなど、これらについて翌年度中の整備着手が確実なもの。

3点 関連する他事業が無い。

2. 当該事業に隣接する関連事業の状況

評価の観点を追加

総合土砂管理・沿岸漂砂の連続性確保等、広域的・長期的な視点から海岸保全を図るという観点から、隣接地区における各種公共・公益事業との計画の整合及び進捗の整合が図られているかを評価する。【意見番号 3.4.12.18.44】

5点 当該事業との整合が図られている。

《解説》

広域的、長期的な視点から海岸保全を図るため、隣接地区における、河川・道路事業、治山事業（防潮保安林等）、港湾・漁港事業等との整合が図られている。

3点 隣接する関連事業と調整中、もしくは隣接する関連事業がない。

1点 現時点では隣接する関連事業と整合が図られていない。

3. ハザードマップの作成状況

評価の観点を追加

効率的に高潮・津波被害を軽減するためには、適切なハード投資と危険度情報の提供、避難方法の提示・誘導、連絡・指揮系統の準備確保等のソフト施策による一体整備が重要であることから、「高潮ハザードマップ」「津波ハザードマップ」の作成状況を評価する。【意見 20.23】

- 5点 津波および高潮ハザードマップを作成済である。
- 4点 津波または高潮ハザードマップを作成済である。
- 3点 関係市町村と調整中である。
- 1点 津波および高潮ハザードマップを作成する予定がない。

評価の観点を追加

4. 他事業との調整（渚の創生事業、C・C・Z）

それに相当するものを追加

より一層、広域的で効率的な事業の推進を図ることができるという観点から、他事業との調整事業である渚の創生事業やC・C・Z、または、それに相当するものに該当するか否かを評価する。

- 5点 「渚の創生事業」または「C・C・Z」に該当する予定であるか、または、それに相当するものが予定にある。
- 3点 「渚の創生事業」または「C・C・Z」に該当する予定はなく、また、それに相当するものもない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：技術的難易度】

1. 代替案の検討状況

評価の観点を追加

事業費が大幅に増大する恐れや施工実績の少ない新技術や新工法等の技術、自然環境保全対策など、技術的難易度が高い事業において、代替案の検討を行っているか否かを評価する。

- 5点 代替案の検討を行っている。

指標の変更

《解説》

大規模工事や自然環境保全対策など、技術的な難易度が高いため、計画段階において比較検討しているもの。

- 3点 技術的な難易度は高くなく、代替案の検討を行っていない。
- 1点 技術的な難易度は高いが、代替案の検討を行っていない。

海岸環境整備

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

評価の観点を追加

事業実施により、継続的に年間利用が見込まれることで砂浜等の地域資源の活用に寄与するという観点から、浜辺の利用状況を年間利用人口で評価する。

2. 浜辺の利用（年間利用人口）

- 5点 年間利用人口が地元市町村人口の15倍以上あるいは5万人以上。
- 4点 年間利用人口が地元市町村人口の10倍以上あるいは3万人以上。
- 3点 上記に該当しない。